

○ 実績目標(小) 1-4 : 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

**実績目標の内容及び
目標設定の考え方**

適正申告の実現及び期限内収納の実現に努めるとともに、納税者の権利利益の保護を図りつつ、的確な調査・徴収等を行います。
また、適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立てについては、適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

上記の「実績目標 (小)」を達成するための「業績目標」

業績目標1-4-1 : 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

[適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。]

業績目標1-4-2 : 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

[期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。]

業績目標1-4-3 : 不服申立てへの取組

[不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。]

(注) 「実績目標(小) 1-4」は、その細目として上記の3つの目標「業績目標1-4-1から1-4-3」を設定し、これらの評定結果を総合して評価を行います。

なお、3つの業績目標の内容は、目標ごとに記載しています。

関連する内閣の基本方針等

該当なし

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

担当部局名

長官官房（企画課）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、国税不服審判所

実績評価実施予定時期

令和5年10月